

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 3 月 11 日（水）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 東日本大震災 9 周年に当たり、亡くなられた方々に対し、黙祷をささげました。

2 労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第 11 号）

- ・加藤厚生労働大臣、宮下内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・宮本徹君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立国社、公明、維新 反対－共産）
- ・平口洋君外 3 名（自民、立国社、公明、維新）から提出された附帯決議案について、岡本充功君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立国社、公明、共産、維新）
（質疑者）西村智奈美君（立国社）、尾辻かな子君（立国社）、阿部知子君（立国社）、宮本徹君（共産）、藤田文武君（維新）、山井和則君（立国社）

（質疑者及び主な質疑事項）

西村智奈美君（立国社）

- (1) 賃金請求権の消滅時効期間に係る「当分の間」の経過措置の解消に向けた厚生労働省の対応
- (2) 賃金台帳等の保存期間が賃金請求権の消滅時効期間と同じとなることによる労働基準監督署の監督指導への影響の有無
- (3) 労災保険とともに災害補償請求権の消滅時効期間を見直すべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第 2 弾関係
 - ア 政策金融公庫の融資の実施に当たりスピード感を持って対応する必要性
 - イ 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得への新たな助成金の支給の要件及び手続の詳細
 - ウ 新たな助成金の支給における賃金相当額の支払いの有無の確認方法
 - エ 新たな助成金のフリーランスや自営業者向けの金額の算定根拠
 - オ フリーランスや自営業者向けの新たな助成金を生活維持が可能となる水準とする必要性
- (5) 新型インフルエンザ等対策特措法改正案関係
 - ア 2 月 29 日の記者会見において内閣総理大臣が「未知のウイルス」という言葉を用いた理由
 - イ 「未知のウイルス」と「既知の感染症」との整合性に関する宮下内閣府副大臣の見解
 - ウ 全国的かつ急速に蔓延する新たな感染症が発生するたびに法改正を行う前例となることに対する厚生労働大臣の見解
 - エ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行う「政令で定める要件」の具体的内容

尾辻かな子君（立国社）

- (1) 賃金請求権の消滅時効期間の延長関係
 - ア 当分の間 3 年とする理由
 - イ 未払賃金を発生させないことの重要性
 - ウ 家事使用人を労働基準法上の労働者として位置付ける必要性
 - エ 労働基準法において休業手当及び年次有給休暇中の賃金が賃金に該当することの確認
- (2) 記録の保存期間関係

- ア 当分の間現行の3年を維持する理由並びに保存期間の延長による使用者の負担増を示す客観的データ又は使用者の負担の実態把握の有無
- イ 早期に本則の5年とするために記録のIT化やデジタル化を支援する必要性
- (3) 施行期日である4月1日までに十分な周知ができない懸念
- (4) 当分の間の措置の廃止時期を明記する必要性
- (5) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
 - ア 原因ウイルスの正式名称と一般的な呼称
 - イ 感染症法上の新感染症は特定感染症指定医療機関で対応することの確認
 - ウ 一斉休校要請を解除する時期、基準、地域的規模及び専門家会議の意見聴取の有無
 - エ 上陸拒否措置を解除する時期、基準及び専門家会議の意見聴取の有無
 - オ イベント自粛要請を解除する時期、基準、地域的規模及び専門家会議の意見聴取の有無
 - カ 無症状病原体保有者と接触した者を濃厚接触者とする必要性
 - キ 濃厚接触者やその家族への偏見を防ぐための情報発信の必要性
 - ク 医療機関が陰性証明書を発行できるか否かの確認

阿部知子君（立国社）

- (1) 賃金請求権等の消滅時効期間の延長関係
 - ア 近年の労働基準法第108条（賃金台帳）違反件数に対する厚生労働大臣の認識
 - イ 労働基準法第109条（記録の保存）違反の割合に関する厚生労働省の把握状況
 - ウ 第109条違反の記録の保存状況を法改正の作業に当たる厚生労働省が把握していないことへの疑問
 - エ 記録の保存義務違反を防止するための方策
 - オ 災害補償請求権の消滅時効期間を賃金請求権に合わせる必要性
- (2) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
 - ア 新型コロナウイルス感染症の原因ウイルス
 - イ COVID-19の病原性及び疾病の特徴
 - ウ COVID-19に関するWHO及び中国による報告書に対する厚生労働大臣の見解
 - エ 今回の休校要請が民主党政権時代にまとめた新型インフルエンザ対策総括会議報告書を踏まえたものであるかの確認
 - オ 学校等の休校を地方自治体の判断に委ねるに当たり国が一定の基準を示す必要性
 - カ PCR検査の実施件数及び検査結果の厚生労働大臣への報告の有無
 - キ PCR検査の実施体制の整備並びに実施件数及び検査結果の公表の義務付け等を内容とする野党提出法律案に対する厚生労働大臣の見解

宮本徹君（共産）

- (1) 賃金請求権の消滅時効期間の延長等関係
 - ア 賃金の未払いが許されない理由
 - イ 賃金の未払いに対する罰則の内容
 - ウ 賃金未払残業（サービス残業）関係
 - a 発生件数及び全事業所数に対する割合
 - b 労働基準監督署の監督指導による是正件数は全体件数のごく一部であるとの指摘に対する厚生労働大臣の認識
 - c 賃金未払残業事案のうち2年以上にわたるものの割合
 - d 是正指導により100万円以上の未払残業代を支払った企業が増加している原因

- エ 未払賃金の請求が退職後に行われることが多いとの分析に対する厚生労働省の見解
 - オ 未払賃金を可能な限り遡及して支払う必要性
 - カ 厚生労働大臣の記憶する賃金未払いが3年を超えている事案
 - キ 2年超の賃金未払事案が多発している現状についての厚生労働大臣の所見
 - ク 消滅時効が使用者による賃金未払いの「やり得」を許してしまう可能性
 - ケ 消滅時効の期間を問わず可能な限り遡及して未払賃金を支払わせる必要性
 - コ 外国人技能実習生に係る3年超の賃金未払いの状況
 - サ 厚生労働省「賃金等請求権の消滅時効の在り方に関する検討会」の論点整理における「消滅時効期間が延長されれば、望ましい企業行動を促す可能性がある」旨の記述の具体的な意味
 - シ 賃金の消滅時効期間は3年よりも5年にした方がより望ましい企業行動を促す可能性についての厚生労働大臣の見解
 - ス 民法の短期消滅時効を廃止した理由
 - セ 民法よりも不利な条件を労働基準法において認めることは労働者保護を目的とする同法と根本的に矛盾するとの指摘に対する厚生労働省の見解
 - ソ 消滅時効期間を当分の間3年とする理由
 - タ 使用者側の反対により「当分の間」が続くおそれ
 - チ 当分の間としての措置が最も長期間存続している法令名
 - ツ 本法律案における当分の間の継続見通し
 - テ 本法律案の提案理由説明における「権利関係の安定に与える影響」の具体的内容
 - ト 時効消滅期間を5年にすることにより労働者の利益に資する可能性
- (2) 賃金台帳等の保存期間の延長が実務に与える影響の具体的内容
- (3) 厚生労働省における超過勤務手当の未払人数及び金額並びに厚生労働省改革若手チームによる超過勤務手当に係る提言が行われた背景

藤田文武君（維新）

- (1) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
- ア 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾関係
 - a フリーランス等に向けた新たな助成金の対象者の範囲、支給額の算定根拠及びその財源
 - b 労働者への休業補償として児童手当のスキームを活用した特別給付を行うという提案に対する厚生労働大臣の見解
 - イ 「歴史的緊急事態」指定の有無が政府の議事録作成に関する方針に与える影響の有無
 - ウ 今般の対応について事後検証する方針の有無
- (2) 賃金請求権の消滅時効期間の延長関係
- ア 賃金請求に係る紛争件数の内訳及び推移
 - イ 施行後5年経過後の検討における現時点での検証方針

山井和則君（立国社）

- (1) 賃金請求権の消滅時効期間の経過措置で「当分の間」とされる具体的な期間
- (2) 2019年4月施行後に高度プロフェッショナル制度が適用されている労働者の健康管理時間及び健康確保措置の現状
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾関係
- ア フリーランス等に向けた新たな助成金の算定根拠及び全額補償とする必要性
 - イ イベント中止等に伴うフリーランス等の休業に対し融資に加えて所得補償も実施する必要性
 - ウ デイサービス等の休止により在宅介護した家族に休業補償を実施する必要性

(4) 新型コロナウイルスのPCR検査関係

- ア 3月6日の公的医療保険の適用後に検査件数が減少している理由
- イ 1日7千件の検査能力を確保した場合に想定される3月末の検査実施件数
- ウ 感染拡大防止のため早期に検査の実施件数を大幅に増やす必要性
- エ 発熱後の待機日数等の検査につなげるまでの要件を緩和する必要性
- オ 保険適用後の検査の増加件数
- カ 「帰国者・接触者相談センター」を通さずに検査できるようにする必要性
- キ 厚生労働省HP上で検査の実施件数を公表する必要性

3 雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）

- ・加藤厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。